二　外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、外外通信により送受信が行われたものであること。

三　当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係があると認めるに足りる状況のあるものであること。

2　前項第三号に掲げる要件を満たす取得通信情報を選別するための自動選別は、次の各号のいずれかに該当する情報のうち二以上のものを選別の条件に用いて行うものでなければならない。この場合において、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報についての選別の条件は、外外通信選別条件設定基準に従って定められたものでなければならない。

一　当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係がある電気通信の送信元又は送信先であると認めるに足りる状況のある電気通信設備のアイ・ピー・アドレス等

二　当該取得通信情報に係る対象不正行為の実施に用いられるものと認めるに足りる状況のある指令情報

三　前二号に掲げる情報のほか、当該情報を選別の条件に用いて自動選別を行うことにより当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係がある電気通信、電子計算機又は電磁的記録の探査が容易になると認めるに足りる状況のある情報

3　内閣総理大臣は、自動選別が終了したときは、直ちに、当該自動選別により得られた取得通信情報を除き、自動選別の対象となった取得通信情報の全てを消去しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第二十三条　内閣総理大臣は、取得通信情報の自動選別を行う場合を除き、自動選別を行う前の取得通信情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　内閣総理大臣は、第四項の規定による場合を除き、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為（対象不正行為であって当該国外通信特定不正行為に該当しないものを含む。）による被害を防止する目的（以下「特定被害防止目的」という。）以外の目的のために、自動選別により得られた取得通信情報（当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報（第二十九条に規定する提供用選別後情報となったものを除く。）を含む。以下「選別後通信情報」という。）を自ら利用してはならない。

3　内閣総理大臣は、次項の規定による場合を除き、選別後通信情報を提供してはならない。

4　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、選別後通信情報を、特定被害防止目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一　第十五条の規定により取得した取得通信情報についての自動選別により得られた選別後通信情報（第三十八条第三項において「選別後当事者通信情報」という。）を、当該当事者協定の協定当事者の同意を得て、自ら利用し又は提供する場合

二　第二十七条第三項若しくは第二十八条（これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。）の規定により選別後通信情報を提供し、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により選別後通信情報を含む総合整理分析情報を提供する場合

三　第十七条第一項、第十九条第一項（第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の承認を求めるために、サイバー通信情報監理委員会に提供する場合

四　第六十三条第一項又は第二項の規定による検査に際し、サイバー通信情報監理委員会に提供する場合

五　第六十四条第二項の規定により提供する場合

（非識別化措置等）

第二十四条　内閣総理大臣は、特定記述等（電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいい、ドメイン名（電気通信事業法第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）以外の部分に限る。）その他の特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められる情報（公開されていない他の情報との照合（容易に行うことができるものに限る。）により特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められるものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が含まれている選別後通信情報を取り扱うときは、当該選別後通信情報について、当該特定記述等の全部又は一部を他の符号（特定記述等となるものを除く。）に変換することその他の方法によって他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするための措置（以下この条、第三十条第二号及び第六十三条第一項において「非識別化措置」という。）を講じなければならない。

2　内閣総理大臣は、選別後通信情報について前項の規定により非識別化措置を講じた場合において、当該選別後通信情報と選別後通信情報以外の情報であって特定記述等を含むものとの照合による分析を行うことが特定被害防止目的の達成のために特に必要があると認めるときは、当該選別後通信情報について、その必要な限度において、当該非識別化措置を講じた特定記述等の復元その他の当該特定記述等を利用することができるようにするための措置（以下この条、第三十条第二号及び第六十三条第一項において「再識別化措置」という。）を講ずることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による再識別化措置を講じた選別後通信情報について、再識別化措置の必要がなくなったときは、直ちに、再び非識別化措置を講じなければならない。

4　内閣総理大臣は、第二項の規定により再識別化措置を講ずる場合を除き、特定の個人を識別するために、第一項又は前項の規定により非識別化措置が講じられている選別後通信情報を他の情報と照合してはならない。

（選別後通信情報の保存期間等）

第二十五条　内閣総理大臣は、選別後通信情報が記録された文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下この項において同じ。）を作成し、又は取得したときは、当該選別後通信情報を得るための自動選別が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して二年を超えない範囲内（次項の規定により保存期間を延長した選別後通信情報が記録された文書を作成し、又は取得した場合においては、当該延長後の保存期間の満了の日までの期間を超えない範囲内）で、当該選別後通信情報の保存期間を設定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合又は第二十三条第四項各号（第三十六条の規定により適用する場合を含む。）に掲げる場合（これらの場合に該当することとなることが合理的に予測される状況にある場合を含む。）は、二年を超えない範囲内において保存期間（この項の規定により延長した保存期間を含む。以下この条において同じ。）を延長することができる。

3　内閣総理大臣は、保存期間の満了の日前であっても、選別後通信情報を保存する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、当該保存を終了することを決定するものとする。この場合において、保存期間は、その決定がされた日に満了したものとみなす。

4　内閣総理大臣は、選別後通信情報の保存期間が満了したときは、できる限り速やかに、当該選別後通信情報を消去しなければならない。